

一般社団法人日本発達心理学会 学会賞選考委員会規程

2011年6月30日 制定

改正 2014年3月20日

2016年9月25日

2019年9月8日

2021年3月21日

(目的)

第1条 この規程は、「一般社団法人日本発達心理学会定款」第35条第6項に基づき、学会賞選考委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、学会賞選考委員会委員長（以下、「委員長」という）1名、選考幹事2名、40名程度の一次選考委員、6名の二次選考委員により構成する。

2 委員長は担当理事とする。

3 選考幹事2名は発達心理学研究編集委員会編集委員（以下、「編集委員」という）から委員長が指名する。

4 一次選考委員は、編集委員全員、及び会員の中から委員長がその専門性や出身・所属等を考慮して推薦する候補者リストを参考に、理事会が選出、承認し、委員長が委嘱する。

5 二次選考委員は、一次選考委員以外の会員の中から委員長がその学識や出身・所属等を熟慮して候補リストを作成し、理事会が選出、承認し、委員長が委嘱する。

6 「学会賞選考規則」第2条に規定される対象論文の著者は、委員長、選考幹事、一次選考委員、二次選考委員のいずれにもなることができない。

7 委員長、選考幹事、一次選考委員、二次選考委員の任期は当該学会賞選考期間とする。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の業務を統括し、第一次及び第二次の選考にあたる。

2 選考幹事は、委員長と共に第一次選考の事務にあたる。

3 論文の選考は第一次及び第二次の二段階で行うものとし、「学会賞選考規則」第3条に定めるとおり、一次選考委員は選考対象の論文を絞り込み、二次選考委員はその論文を評定する。

4 委員長は、選考経過について理事会に諮り、その結果を社員総会で報告する。また年次大会開催時に授賞式を行う。

(業務内容)

第4条 委員会は、委員会に関する次の事項を審議し、処理する。選考業務の詳細は、「学会賞選考規則」に定める。

(1) 授賞論文の選考・報告

(2) その他、必要な事業に関すること

(開催)

第5条 委員会は、委員長がこれを開催する。

2 第一次選考は原則として郵送で行い、集票作業は事務局において委員長と選考幹事が行う。

3 第二次選考は原則として郵送で行い、集計作業は事務局員の協力のもとに委員長が行う。

4 理事会の承認を経て、選出手順を電磁的方法に変更することができる。電磁的方法に変更した場合、選考幹事の役割は自動集計システムが行うものとする。

(議事)

第6条 第一次選考は一次選考委員の2分の1以上、第二次選考は二次選考委員の3分の2以上の参加により成立する。

2 授賞論文の選定は、二次選考委員の過半数の賛成で議決する。

(改定)

第7条 この規程の改定は、社員総会で承認を得るものとする。